

令和7年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和7年6月19日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第58号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第59号 令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第60号 令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第61号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第62号 令和7年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第63号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 8 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 9 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について
- 10 発議第5号 「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- 11 発議第6号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の提出について
- 12 発議第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 13 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について
- 14 発議第8号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 斎藤 弘樹 | 2番 尾矢 利昭 |
| 3番 大庭 克彦 | 4番 雄谷 幸裕 |
| 5番 山岸 謙一 | 6番 松田 健司 |
| 7番 志村 國昭 | 8番 浜野 隆 |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前崎 茂 |
| 11番 渡辺 富久馬 | 12番 山谷 照夫 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	田	中	靖	章
副	町	長	及	川	隆	之
会	計	者	沖	田	一	美
兼	出	長	沖	田	一	美
総	務	長	山	崎	勝	彦
総	務	課	保	坂	一	也
併	総	参	西	内		努
併	総	主	木	村	正	樹
併	総	主	坂	田	邦	昭
併	総	主	北	山		誠
企	画	課	鎌	田		慎
企	画	長	木	下	慶	太
住	民	課	柏	崎	弥香	子
兼	住	長	三	浦	直	子
保	健	課	山	畑	裕	貴
保	健	参	宝	泉		大
兼	老人福祉センター	所長	山	畑	裕	貴
兼	地域包括支援センター	長	山	畑	裕	貴
兼	健康管理センター	長	宝	泉		大
兼	健康管理センター	次長	三	浦	直	子
兼	保健福祉課子育て支援室	長	浜	頭		力
兼	子育て世代包括支援センター	長	浜	頭		力
認定	こども園ひろお保育園	長	船	田	光	恵
豊	似	所	小	村	和	徳
特別	養護老人ホーム	所長	金	石	輝	義
兼	養護老人ホーム	所長	金	石	輝	義
農	林	課	寺	井		真
兼	町営牧場	長	寺	井		真
水	産商工観光	課	室	谷	直	宏
水	産商工観光	課	山	田	雅	樹
建	設	課	楠	本	直	美
建	設	課	三	上	昌	樹
建	設	課	川	崎	幸	一
兼	下水終末処理センター	長	楠	本	直	美
港	湾	課	安	岡	伸	弘
港	湾	課	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	渡 辺 將 人
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
兼学校給食センター所長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	(19) 田 ㊦ 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山岸謙一議員、10番、前崎茂議員を指名します。

◎日程第2 議案第58号～日程第7 議案第63号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第58号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第7、議案第63号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第58号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第1号）から議案第63号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

初めに、29ページをお願いいたします。

議案第58号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,514万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億9,514万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しするものであります。

次に、33ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正の追加であります。

住民基本台帳ネットワークシステムリース料の追加であります。期間は令和8年度から令和12年度まででありまして、限度額は1,274万8,000円であります。

なお、歳入歳出予算の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、34ページをお願いいたします。

議案第59号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ640万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,680万9,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。補正の内容につきましては、人件費の補正に伴う歳入及び歳出の整理であります。

次に、37ページをお願いいたします。

議案第60号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,197万1,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。内容につきましては、人件費の補正に伴う歳入及び歳出の整理、印刷製本費の追加、認知症の普及啓発用DVDの賃借料の追加、保険料過年度還付金の追加であります。

次に、40ページをお願いいたします。

議案第61号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万4,000円を追加し、総額を3億2,785万4,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

歳入であります。

2款1項繰入金135万3,000円の追加は、一般会計からの繰入金を整理するものとなります。

4款1項雑入は、入所者日常生活費負担金の追加であります。

次に、歳出であります。

恐れ入りますが、事項別明細書も併せてご覧いただきたいと思います。

介護サービス事業特別会計の事項別明細書4ページであります。

1款1項施設介護サービス事業費は、旅費及び配膳用トレーに係る消耗品費の追加、特定技能外国人確保・支援委託料の増、オンライン動画研修使用料及び落成式用品の借り上げ料の追加、携帯電話端末等に係る備品購入費の追加、施設修繕料の追加及び人件費の補正であります。

議案に戻っていただきまして、議案の43ページであります。

議案第62号についてであります。

第1条は、令和7年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものである。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で、第1款第2項営業外収益に22万3,000円を追加し、第2款第2項営業外収益から207万2,000円を減額するものである。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に51万6,000円を追加し、第2款第1項営業費用から207万2,000円を減額するものである。

補正の内容は、人件費関係の所要の調整、整理であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、155万6,000円を減額するものである。

次のページをお願いいたします。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、「55,661千円」に改めるものであります。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第63号についてであります。

第1条は、令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものである。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、営業費用中の財源に充てるため、企業債を160万円借り入れるとするものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に191万6,000円を追加するものである。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に351万6,000円を追加するものである。

補正の内容は、人件費関係の所要の調整、整理及び雨水管路調査診断委託料の追加であります。

第3条は、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでありまして、第1款第1項国庫補助金から2,090万円を減額し、第1款第2項企業債に2,250万円を追加するものである。

補正の内容は、国庫補助金の内示額の決定に伴い、おのおの国庫補助金と企業債を整理するものである。

次のページをお願いいたします。

第4条の企業債であります。公共下水道事業債ほか1件につきまして、追加するものであります。

起債の合計に2,250万円を追加し、7,200万円とするものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、17万1,000円を追加するものであります。

第6条は、他会計からの補助金でありまして、「201,781千円」に改めるものであります。

以上、議案第58号から議案第63号までの補正予算についての提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

本補正予算案につきましては、全款にわたりまして4月1日付の人事異動等に伴います給料、手当、共済費の組替え、また、共済等負担率の変更に伴います共済費の補正、また、金利の上昇に伴います基金積立金の追加補正等を行ってございます。また、これらの補正に伴います一般会計からの繰出金の整理も行っております。

これら以外の主な補正内容についてご説明申し上げます。

初めに、歳出のほうからご説明いたしますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費、退職手当組合負担金でございますが、負担金率の変更に伴う補正のほか、昨年度の退職者に係る追加費用負担金分を計上してございます。18節負担金補助及び交付金の追加でございますが、恐れ入ります、説明欄の02総務一般管理費をご覧ください。18節負担金補助及び交付金でございますが、十勝町村会への負担金につきましては、金額の確定により追加したものでございます。また、海上自衛隊護衛艦「ひゅうが」の十勝港入港歓迎実行委員会負担金の追加でございます。行政報告させていただきましたが、護衛艦「ひゅうが」の入港に伴いまして、町民への一般公開等に係る費用を実行委員会へ交付するものでございます。

7ページをお願いいたします。

中段の2目庁舎管理費、10節需用費は修繕料でございます。庁舎の地下給水ポンプなど庁舎に係る修繕料3件を追加してございます。14節工事請負費につきましては、庁舎ブラインド設置工事について資材費等の高騰に伴いまして、設計価格の見直しを行いまして、増額補正をするものでございます。下段、7目の企画費、右側の説明欄をお願いいたします。01の企画費であります。7節報償費、企業版ふるさと納税マッチング報償費は、企業版ふるさと納税マッチング支援事業者に対します成功報酬として予算計上をしたものでございます。02の移住促進事業費、18節負担金補助及び交付金につきましては、地域おこし協力隊員の起業に伴います支援補助金の追加でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

上段の説明欄、05子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業費、7節報償費は、単価の見直しに伴いますホームステイ受入れ謝礼金の増額補正、その下、07の基金積立金は、企業版ふるさと納税マッチング支援事業による寄附分を見込んだものでございます。8目のふれあい活動費は、経年劣化によります集会施設のストーブ更新費用の追加でございます。9目防災対策費、8節旅費は、補助金の申請事務に係る旅費の追加、12節委託料は、避難所施設の消防設備点検が必要となったことによる追加、また、災害弱者の個別避難計画策定を社会福祉協議会へ委託する費用の追加でございます。11目広尾線転換促進関連事業費は、バス停、待合所、トイレ修繕料の追加でございます。13目OA化推進費は、先ほど債務負担行為の補正でもご説明ありましたが、現行サーバー

の保守年限の到来に伴います住民基本台帳ネットワークシステムの更新費用の追加でございます。

9ページの14目地域安全対策費は、公用車修繕料の追加でございます。2項徴税费、2目賦課徴收費は、法改正に伴いますシステム改修の部分、これが次年度実施になったことから不用額を整理したものでございます。3項1目戸籍住民基本台帳費は、補助金の交付決定に伴いまして、財源の内訳を補正したものでございます。5項統計調査費、1目統計調査総務費は、北海道委託金の交付決定に伴いまして、事業費を追加したものでございます。

10ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄をご覧ください。01の民生児童委員活動費は、全国大会の北海道開催に伴いまして民生委員連盟負担金を追加したもの、02社会福祉事業費は、弔慰金支給事業に係ります交付金の決定に伴いまして事務費を追加したものでございます。06重層的支援体制整備事業は、高齢者外出支援交通費助成事業の申請者数の増に伴いまして印刷製本費を追加したものでございます。07の基金積立金であります、社会福祉振興資金寄附金を受け、基金積立金を追加したものでございます。

11ページの中段、3目養護老人ホーム施設費、10節需用費は、施設及び厨房機器の修繕料の追加、12節委託料は、介護記録システムオプション機能の追加に伴う補正でございます。

12ページをお願いいたします。

中ほど、4目障害者母子福祉費であります。地域活動支援センターの広域利用者が増加したことによる補正及び過年度分補助金返還金額の確定に伴います補正でございます。

14ページをお願いいたします。

中段の11目定額減税調整給付金給付事業費でございます。昨年度実施をしております定額減税の調整給付金について、支給額に不足が生じた場合の追加給付に係る事業費を計上したものでございます。

15ページの2項児童福祉費、1目児童措置費は、制度改正に伴いまして参考図書購入費を追加したものでございます。2目保育所費、10節需用費は、ひろお保育園の暖房系統循環ポンプ修繕料を追加したものでございます。

16ページをお願いいたします。

中段、4目放課後児童健全育成費は、放課後児童クラブ利用人数の増に伴いまして、児童災害保険料を補正したものでございます。

17ページの4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、12節委託料は、乳幼児健診の委託先変更に伴いまして、事業費を追加補正したものでございます。22節償還金利子及び割引料は、過年度分補助金返還金額の確定に伴うものでございます。

19ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費は、工事委託変更契約で議決をいただきましたものでございまして、公社営の草地畜産基盤整備事業負担金の減額整理をしたものでございます。中段の2項林業費、2目林業振興費、10節の需用費は、地域おこし協力隊の派遣事業で使用いたします消耗品購入費用の追加及び公用車両の修繕料を追加したものでございます。12節の委託料は、現

在整備中の大丸山展望台に設置いたします多言語翻訳プレート作成委託料の追加、また、Ｊークレジット制度妥当性確認委託事業を基金から充当して実施いたします事業費を追加したものでございます。３目の森林環境振興費、１８節負担金補助及び交付金は、サンタの森の環境振興事業補助金を森林環境振興基金から財源充当して実施をするものでございます。

次のページ、２０ページをお願いいたします。

６款１項商工費、こちらのページの下段、３目サンタランド費であります。諸経費の値上がりによりまして大丸山森林公園花壇管理委託料を増額補正したもの、また、サンタランド文字盤改修工事の附帯工事費を追加したもの、また、事業内容の精査によりまして工事費から委託料への組替えを行ったものでございます。

２２ページをお願いいたします。

中段の７款土木費、２項道路橋りょう費、１目道路橋りょう維持費につきましては、１１節の役務費で作業用車両のタイヤ組換え手数料の追加、また、業務で使用しておりますドローンの登録更新に係る事務費を追加したものでございます。

２４ページをお願いいたします。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費は、採用実績によります教員補助員及び教科指導助手人員の人件費を整理したものでございます。

２６ページをお願いいたします。

４項社会教育費、１目社会教育総務費は、文化団体が使用しております旧ひろお保育園修繕料を追加整理したもの、また、４目海洋博物館・伝習館費は、施設で使用いたします掃除機を購入するものでございます。５項保健体育費、１目保健体育総務費は、スポーツインストラクター派遣事業、これを通年実施するための事業費を追加したものでございます。２目体育施設費は、豊似プール修繕料の追加でございます。６項１目学校給食費、１７節の備品購入費につきましては、施設で使用しております備品の経年劣化によりまして、更新費用を追加したものでございます。

２７ページの１１款１項公債費、２目の利子につきましては、金利の上昇に伴いまして、一時借入金利子の増額補正をしたものでございます。予備費につきましては、全体予算を調整するものでございます。

次に、補正予算の歳入でございます。

事項別明細書の３ページをお開き願います。

一番上、１２款１項負担金、３目農林水産業費負担金、１節農業費負担金につきましては、工事委託変更契約の関係でございまして、公社営草地畜産基盤整備事業の受益者負担金の減額整理をしたものでございます。

１４款１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、６節老人福祉費負担金は、地域包括支援センター職員の異動等に伴いまして、人件費を整理したものでございます。同款２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金は、社会保障・税番号システム整備事業に係る補助金の確定に伴い、追加整理をしたものでございます。２目民生費国庫補助金、５節地方創生臨時交付金は、定額減税調整給付金給付事業に充当いたします物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し

たものでございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は、定期予防接種のマイナンバー情報連携事業に対し、交付決定を受け、追加をしたものでございます。

15款の道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、7節老人福祉費負担金につきましては、国庫負担金同様、歳出の事業費の減に伴い、減額整理をしたものでございます。2項道補助金、2目民生費道補助金は、弔慰金支給事業に係る交付金の決定による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

4ページ、3項道委託金、1目総務費道委託金は、国勢調査調査委託金の交付決定により追加をするものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入は、金利上昇に伴いまして基金利子を補正するものでございます。

17款1項寄附金、2目指定寄附金は、社会福祉振興資金へ寄附を受けたものの追加、3目ふるさと納税寄附金は、歳出で企業版ふるさと納税マッチング支援事業の新規の実施に伴いまして、寄附見込額、これを補正したものでございます。

18款の繰入金、2項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金は、特別会計での補正に伴い整理を行ったものでございます。

20款諸収入、5項2目雑入、4節自動販売機設置料は、設置料収入の確定による整理、5項の雑入、町有自動車共済金は、公用車の修繕に伴います共済金の補正、特別養護老人ホーム建替工事費電気料負担金は、建て替え工事に伴い養護老人ホームで負担する電気料へ充てるものでございます。人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金は、高齢者外出支援事業に対し、地域社会振興財団から採択・交付決定を受けたものでございます。障害施設等物価高騰対策支援金につきましては、障害相談支援事業に対しまして支援金の交付決定を受けたものを補正したものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 続いて、補足説明をさせます。

山畑保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畑） 3款民生費、1項社会福祉費、11目の定額減税調整給付金給付事業（不足額給付）について補足説明をいたします。

議案資料の26ページをお開き願います。

初めに、1、事業の目的であります。

令和6年度個人住民税所得割及び所得税の定額減税において、当初調整給付金の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものであります。

2の給付対象でございますが、当初調整給付の支給額に不足が生じることとなります。

①といたしまして、当初調整給付の算定は、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定しており、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と差額が生じた方が対象となります。

例といたしましては、令和5年所得に比べ令和6年所得額が減少したことにより、令和6年分推計所得税額よりも令和6年分所得税額が減少した方や、子どもの出生等で扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、定額減税可能額が当初給付時より不足額給付時において増加した方などが対象となるものでございます。

次に、②といたしまして、個別に書類の提示により、給付要件を確認して給付する必要がある方、こちらにつきましては、例といたしましては、税制度上、扶養親族等から外れてしまう青色事業専従者や白色事業専従者の方などが対象になるものでございます。

次に、3の給付額についてであります。

①の当初調整給付額との間で差額が生じた方については、「不足額給付時における調整給付所要額」から「当初調整給付時における調整給付所要額」を差し引いた金額が給付額となります。

②の申請により給付要件を確認して給付する必要がある方については、原則4万円の支給をするものであります。

次のページ、27ページをお願いいたします。

先ほど説明したとおり、①において所得税分控除不足額、②において個人住民税分控除不足額、それぞれ算出をいたしまして、それぞれ①と②を算出した金額、不足額を足した額を1万円単位で切り上げた額から当初調整給付金額、こちらも1万円単位となっていますが、差し引いた額、こちらが給付額となるものでございます。

次に、4の給付対象人数（見込み）であります。500人を見込んでおります。

次のページ、28ページになります。

5の給付方法についてでございます。

①の当初調整給付額との間で差額が生じた方については、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の課税情報が分かる方へ支給確認書を送付し、内容に変更がなければ給付をいたします。

②の申請により給付要件を確認して給付する必要がある方については、申請書を送付し、必要事項を確認の上、給付をいたします。

次に、6の給付スケジュールについてであります。

①の当初調整給付額との間で差額が生じた方は、8月下旬に確認書を送付し、9月中旬から給付を開始する予定となっております。

②の申請により給付要件を確認して給付する必要がある方については、9月上旬に申請書を送付し、9月下旬から給付を開始する予定となっております。

なお、この給付金事業につきましては、国からの配分による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施するものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案6件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第58号 令和7年度広尾町一般会計補正予算(第1号)についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番(前崎) 事項別明細書の6ページでありますけれども、2款1項1目の中の18節負担金補助及び交付金、海上自衛隊護衛艦「ひゅうが」の入港歓迎会実行委員会の負担金の関係、160万円でありますけれども、昨年度は「いせ」、同じ護衛艦でありますけれども、このときは100万円を実行委員会負担金という形で交付してありますけれども、今回60万円上がっておりますけれども、この内容について。

それから、歓迎部分の費用ということで具体的な使途、これについてもご説明いただきたいと思います。

また、行政報告でもありましたけれども、実行委員会の構成メンバーを具体的にご説明いただきたいのと、それぞれの負担金の額、これについても説明をいただきたいと思います。

それから、7ページの2款1項7目企画費の18節の地域おこし協力隊起業支援補助金の関係でありますけれども、この内容について、業態ですとか規模あるいは採用職員数等、これについて申請内容について把握していれば、ご説明いただきたいと思います。

それから、もう一点ですけれども、11ページの3款1項3目養護老人ホーム施設費の人件費の関係なのですけれども、一般職給料で給料が797万5,000円で職員手当等で415万3,000円、合わせて1,212万8,000円の減額となっておりますけれども、何名の職員の減額なのか、これについて詳しくご説明をいただきたいと思います。

以上です。

1、議長(堀田) 山崎総務課長。

1、総務課長(山崎) 1点目の海上自衛隊護衛艦「ひゅうが」の関係でございます。

昨年度、予算100万円で補正計上させていただきました。今回160万円ということで予算を上げさせていただいてございます。こちらの60万円の増要因ということでございますが、まず今のところの予定でございますが、昨年度より1日一般公開の日数が多くなってございます。そのほかに、警備に係る経費、また、簡易トイレの借り上げ料等のコストが上がっている部分、そういったものがありまして、昨年度よりこちらのほうで想定しております負担金の額、60万円増額となっております。

また、こちらの使途ということでございますが、一般的に一般公開等に係る経費の部分を対象経費といたしておりまして、警備の委託料、簡易トイレ等の借り上げ料、また、式典等に係る事務的な経費の部分、こういった部分を使途として想定してございます。

構成メンバー等でございますが、町内の産業団体等を想定してございまして、事務局といたしましては、商工会のほうに置くような形になっております。

また、負担金等というご質問でございましたが、本日、予算が通りました後、こちらの実行委員会のほうの組織を立ち上げる形になっておりまして、そちらのほうで予算等を協議させていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 地域おこし協力隊の起業支援補助金に関係でございます。

この補助金、町が協力隊員の任期終了後に、定住と地域活性化を図るために支援をしているものでございまして、交付要綱に基づきまして、地域おこし協力隊が任期の2年目から任期の終了後1年以内に町内で起業、事業承継をする場合に、100万円を限度として交付をしているというものでございます。当初予算で2名分の200万円を計上していたところでありますけれども、既に卒業隊員と現職の隊員の1名ずつが支給決定をしているところでありまして、このたび、もう一名の卒業隊員から申請の意向がありましたので、今回補正の計上をさせていただいております。今回申請があった隊員については事業承継で町内で就農している隊員でございまして、まだ申請内容等は出てきておりませんけれども、農業の経営に関する費用だということだと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、一般職人件費の減額の理由についてですが、正職員2名の退職によるものとなります。

以上となります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 入港歓迎実行委員会の費用についてはまだ確定していないということで、いずれそういう人が出た段階で各実行委員会の構成メンバーの負担金額も確定するという理解でよろしいのでしょうか。

あと、養護老人ホームの職員数について、1,200万余円ですから正職員ベースでいけば中堅職員の2名分というふうに理解するのですが、後段で会計年度任用職員の部分もありますけれども、現時点で養護老人ホームの正職員数、それから非正規職員数は何人なのか、過般の部分で特別養護

老人ホームが今現在12名ということで定数から4人ほど足りないという説明でありましたけれども、養護老人ホームの実態については今どようになっているのか、これについても併せてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 構成メンバーの関係でございますが、本日、商工会のほうでご案内させていただいたメンバーが参集する予定となっておりますので、構成メンバーにつきましても、本日の準備会のほうで確定する予定となっております。そちらのほうで、構成メンバーのほうといたしますか、各団体が負担する負担金額につきましても、その段階で確定する見込みとなっております。

1、議長（堀田） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） 職員の内訳になります。

正職員が4名、会計年度の常勤職員が6名、介護に関わるパートの職員が3名となっております。以上となります。

1、議長（堀田） ほかに。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） 事項別明細8ページをお願いします。

9目防災対策費、12節委託料、個別避難計画策定委託料の関係です。これについては、保健福祉課で取りまとめている災害時要援護者、この方を災害時にどのように避難させるかという計画だと思っておりますが、町全体で災害時の要援護者が何人いて、今回の補正で何人分を策定するのか、説明をお願いします。

それと、町と避難支援に関する協定を結んでいる自主防災組織にこの計画書の写しが交付されるのか、この避難計画がどのように活用されるのか、説明をお願いいたします。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 個別避難計画、今、雄谷議員からありましたように、災害時に自分で避難することが難しく支援が必要な方について定める計画でして、令和3年の法改正によりまして策定が市町村の努力義務となっております。広尾町でも策定を今進めているところであります。

福祉係で所管をしています災害時要援護者台帳に現在1,485人の方が登録をされているところで

す。その中でも特に支援を要する者としまして、要介護認定ですとか、障がい区分、それから身障手帳、それから療育手帳等の障がい者手帳の有無、それと65歳以上の独り暮らしですとか、75歳以上の高齢者のみ、そういった要件を勘案しまして、避難行動の要支援者名簿として対象者のリストを整理しているところでありまして、現在では86人整理しているところです。社会福祉協議会に委託しているのは、今回の基準としては20人分を予算計上しているところでありまして、社会福祉協議会のほかに、地域包括支援センターですとか、健康センターですとか、そういった専門職の方のお力をお借りして今後作成していくという考えとしております。

あと、自主防災組織に対して内容の提供とか、そういった関係につきましては、計画をつくって終わりというわけではありませんので、今後、関係者の協力を得ながら、実際に計画に基づいた避難訓練等もやっていかなければなりませんので、そういったときに備えまして、関係者に個別避難計画の提供というのも今後考えているところであります。

以上です。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 全体で86名分をつくるということで説明を受けました。保健福祉課のほうで毎年要支援者のデータ整理をしていると思うのですが、毎年整理になって、追加になった要支援者のデータというのは、自主防のほうには提供されているのでしょうか。例えば自主防から申請しなければ駄目なのか、その辺の説明をお願いできればと思います。

1、議長（堀田） 山畑保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畑） 保健福祉課福祉係で作成しているデータにつきましては、自主防のほうから企画課のほうに申請があった部分につきまして提供しているところでありまして、特に申請がなければ、こちらから現状のところ提出はしていないところであります。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

6番、松田議員。

1、6番（松田） 19ページ、農林水産業費費、多言語翻訳プレート作成委託料の部分ですが、こういった内容のもので、言語数、何言語載せるものなのか、そしてどこに設置するものなのか、教えてもらいたいと思います。

26ページになります。教育費、スポーツインストラクター派遣委託料、通年利用に向けてということでありましたが、こういったプログラムを提供される予定で、対象者、週に何回実施されるのか、また、その時間帯等を教えていただければと思います。

お願いします。

1、議長（堀田） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） それでは、多言語翻訳プレート作成委託料について説明をさせていただきます。

大丸山に新たに展望台と看板が秋までに完成予定であります。インバウンドを見越しまして、英語、韓国語、それから中国語の中でも簡体字と繁体字の4種類が聞けて読めるサービスを提供するものであります。

以上です。

1、議長（堀田） 村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） ただいまご質問のありましたスポーツインストラクター事業についてです。

本来、冬の期間に実施しておりましたスポーツインストラクター派遣委託料の関係でありまして、部活の地域展開及び教職員の働き方改革の一環として、令和7年1月から3月まで試験的に部活動指導へのインストラクター派遣事業というのを実施いたしました。中学校から今年度より通年で実施したいとの要望がありましたので、それに伴う追加となります。

内容といたしましては、平日週1回、全部活の生徒を対象にインストラクターが体幹トレーニングなどを行うものでありまして、部活の時間帯ということですので、大体3時半から5時半程度、2時間程度ということを予定しております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

1番、斎藤議員。

1、1番（斎藤） 事項別明細書7ページ、2款1項7目企画費、第7節報償費の企業版ふるさと納税マッチング報償費、先ほど成功報酬というふうにご説明がありましたが、これは歳入のほうで500万円ほどの企業版ふるさと納税の見込額があるとございましたが、これに対する1割という計算の方法でよろしいのか確認させてください。

1、議長（堀田） 木下企画課長補佐。

1、企画課長補佐（木下） この企業版ふるさと納税のマッチング報償費ですが、企業版ふるさと納税のマッチング支援を行う業者と広尾町が契約を交わしまして、広尾町が企業版のふるさと納税

を活用して行っている事業の売り込みみたいなことをその支援業者が企業に行っていたきまして、それでよしとなれば、寄附をいただいて、その寄附額の10%に消費税を掛けた額を広尾町が報酬として、その支援業者に払うものとなっております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第59号 令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第60号 令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第61号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第62号 令和7年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第63号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第58号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第63号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第63号までの6件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案6件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案6件は討論を省略します。

これより議案第58号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第63号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括採決します。

お諮りします。本案6件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第8、発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、志村國昭議員、登壇の上、説明願います。

1、7番（志村） 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。しかし、公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、令和8年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公

公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。

3、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出者、提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第9、発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、松田議員、登壇の上、説明願います。

1、6番（松田） 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度は、平成18年に国の負担率が2分の1から3分の1へと変更されたが、教育の機会均等の確保のため、この制度を堅持し、国の負担率を元の2分の1へと戻すことが重要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育の実現のためには、教職員定数の抜本的な改善、超勤・多忙化の解消と併せ、少人数学級の実現が不可欠である。小学校では35人以下学級が実現、中学校は平成26年度から引下げの方針が示されたが、高校については依然として「検討」にとどまっている。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置の教材費や図書費も自治体によっての格差が生じている。

また、経済的理由で進学や就学を断念する子どもが増加しており、その解消には就学援助制度・奨学金制度の拡大が必要である。

さらに、学習指導要領が改訂のたびに内容が難しくなり、教科書のページ数が増え、子どもたちの負担になっていることが指摘されている。学校を豊かな学びの場とするためには、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善が必要である。

このような理由から、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について意見する。
記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。

2、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

3、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

4、小中高「30人以下学級」の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、増加し続ける子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員を図るよう要請する。

5、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数精選を図り、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、以下のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第5号

1、議長(堀田) 日程第10、発議第5号 「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、尾矢利昭議員、登壇の上、説明願います。

1、2番(尾矢) 発議第5号、「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきました。毎年度、高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進んでおります。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、よって過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力をそぐこととなっております。

多くの市町村は、通学費等補助の財政措置など、地元の高校存続に向けた努力をしております。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきことであり、後期中等教育を全ての子どもたちにひとしく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。このままでは地域格差が増大するのは明らかなです。

道教委は、北海道の実情を鑑み、希望する全ての子どもに後期中等教育を保障するため、新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、次の事項について意見いたします。

記。

1、「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業

など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2、全ての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校で学ぶことができる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出者、提出先については、記載のとおりでございます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第6号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、浜野隆議員、登壇の上、説明願います。

1、8番（浜野） 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

近年の農業情勢では、食料不足が危惧されている一方、ウクライナや中東など世界情勢の不安定化のほか、円安なども相まって、あらゆる生産資材価格の高止まりが続いています。

このため、農業者は厳しい経営状況から食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にあり、このままでは将来にわたって国民に食料を安定供給することは困難な環境下にあります。

そうした中、米国による自動車など追加関税や輸入品に対する相互関税の発動が世界経済に混乱を招いており、一連の関税措置はWTO協定や日米貿易協定に明らかに違反する行為で、到底受け入れられるものではありません。

一方、関税措置の見直しに向けた日米交渉が6月の合意を目指して協議が進められているが、米中両国が追加関税の引下げなど暫定措置を発表するなど、米中関税措置は混迷を深めている。

我が国においては、改正食料・農業・農村基本法が昨年6月5日に施行され、平時から食料安全保障の実現に向けて新たな基本計画を今年4月11日に閣議決定したばかりであり、国益を優先するとして工業製品を守るため農産物の輸入拡大を図ることは、さらに国内農業の生産基盤の脆弱化を招くことが危惧されている。

ついては、日米関税交渉において、食料安全保障の観点に立ち、国内農業を犠牲にした交渉は行わないよう下記事項を要望する。

1、WTO協定等の違反である日米関税交渉において、自動車やアルミ・鉄鋼等の追加関税や相互関税を回避するため、農産品の輸入拡大・関税の削減、検疫措置の緩和など国内農業を犠牲にした交渉は行わないこと。

2、新たな食料・農業・農村基本計画で掲げる目標等を確実に実行するため、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの新たな予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、以下のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇の上、説明願います。

1、12番（山谷） 発議第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止等の多面的機能を発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林や木質バイオマスの利用促進などを積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、植林・間伐や路網の整備、森林づくりを担う人材の育成など、取組を進めてきたところでもあります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、循環型社会の形成に貢献するためには、森林づくりや道産木材の利用、ゼロカーボン北海道に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1つ、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、着実な植林や路網の整備などに必要な予算を十分に確保すること。

2つ、森林資源の循環利用を推進するため、森林被害対策、スマート林業の推進、木質バイオマスの熱利用の促進など、道産木材の需要拡大、森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発委第3号

1、議長(堀田) 日程第13、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長(白石) 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和7年第2回定例会終了後から令和7年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、ひろお健康プラン21(第二次)について。

産業常任委員会、(1)、広尾産業流通振興公社の経営状況について、(2)、大丸山展望台設置事業について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第14 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第8号 議員の派遣についてを議題とします。
派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。
白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第8号 議員の派遣について。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、北海道町村議会議長会議員研修会。

- (1)、目的、議員活動研さんのため。
- (2)、派遣場所、札幌市。
- (3)、期間、令和7年7月8日から9日（2日間）。
- (4)、派遣議員、全議員。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。
お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和7年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時19分